

平成二十七年九月十一日

第十九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

目次

I.	開	会	1
II.	委員紹介	2	
III.	市場長挨拶	3	
IV.	議	事	4
	一.	審議事項	4
	二.	報告事項	16
V.	閉	会	18

日時 平成二十七年九月十一日（金）

午後一時三十分

場所 東京都庁第一本庁舎 北塔四十二階特別会議室A

出席者

会 長	大 矢 實	元東京都中央卸売市場長
委 員	磯 村 信 夫	東京都花き振興協議会副会長
〃	伊 藤 淳 一	東京魚市場卸組合連合会会長
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	伊 野 瀬 十 三	東京都生活協同組合連合会会長理事
〃	大 津 ひろ子	東京都議会議員
〃	小 川 一 夫	東京食肉市場株式会社取締役社長
〃	おときた 駿	東京都議会議員
〃	神 田 秀次郎	東京都水産物小売団体連合会会長
〃	小 池 潔	東京都花き振興協議会副会長
〃	佐 藤 恭 脩	東京都食肉事業協同組合理事長
〃	鈴 木あきまさ	東京都議会議員
〃	武 井 喜 一	東京中央市場青果卸売会社協会副会長
〃	寺 田 佳 正	公認会計士

幹

// // // // // // // // // // // // // // // // //

事

中村憲久	赤木宏行	櫻庭裕志	長田稔	白川敦	坂田直明	金子光博	野口一紀	岸本良一	吉田久弘	山崎初美	松田やすまさ	増山春行	細川允史	藤島廣二	野本要二	中山ひろゆき	中野三千代	中澤誠	長岡英典
福祉保健局市場衛生検査所長	中央卸売市場移転調整担当部長	中央卸売市場新市場事業推進担当部長	中央卸売市場移転支援担当部長	中央卸売市場事業部長	中央卸売市場財政調整担当部長	中央卸売市場市場政策担当部長	中央卸売市場管理部長	中央卸売市場長	東京都花き振興協議会会長	主婦連合会環境部	東京都議会議員	東京青果卸売組合連合会会長	卸売市場政策研究所代表	東京聖栄大学客員教授	東京都青果物商業協同組合理事長	東京都議会議員	東京都地域婦人団体連盟理事	築地市場労組従組連絡協議会副議長	一般社団法人大日本水産会常務理事

書

記

北島隆	加藤雄大	名取伸明	井上正紀	高山正隆	浦谷純一	大谷俊也	高角和道	松田健次
新市場整備部管理課長	事業部経営企画担当課長	事業部施設課長	事業部業務課長	管理部財政調整担当課長	管理部広報・組織担当課長	管理部財務課長	管理部市場政策課長	担当部長（管理部総務課長事務取扱）

第十九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三十分 開会

I 開 会

○司会（井上） お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第十九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方には、ご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。ただいま協議会委員定数二十八名中二十四名の方にご出席をいただいております。したがって、定足数を満たしており、本会は有効に成立をしておりますので、ご報告いたします。

なお、本日は三名の方からあらかじめ欠席の申し出をいただいております。欠席は、越塚源一委員、野崎和美委員、吉井正人委員でございます。

また、神田委員におかれましては、五分ほど遅れる旨、先ほどご連絡がありましたので、間もなく到着すると思っております。

次に、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。順番に、本日の協議会の次第、協議会の委員の名簿、座席表、そして諮問文の写し、審議事項、報告事項、それぞれの資料でございます。

なお、諮問文の本文につきましては会長席に用意してございます。

お手元がない場合はお申し出いただきたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

それでは、この後、本協議会の会長であります大矢会長に議事進行をお願いしたいと思います。大矢会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○大矢会長　本運営協議会の会長職を承っております大矢です。本日は、委員の皆様方には、大変ご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、第十九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開会いたします。

都知事から付議されました諮問内容についての審議でございます。委員の皆様方には、円滑な進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより恐縮でございますが、腰掛けて進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

II 委員紹介

○大矢会長　では、初めに、新しく就任されました委員の方々のご紹介をさせていただきます。

前回の協議会以降に委員に就任されました方々でございます。

最初に、大津ひろ子委員でございます。

おときた駿委員でございます。

中澤誠委員でございます。

増山春行委員でございます。

松田やすまさ委員でございます。

吉田久弘委員でございます。

以上、六名の方々が新任の委員となられました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、引き続き委員をお願いしております皆様方につきましては、恐縮でございますが、お手元に配付してございます委員名簿のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

III 市場長挨拶

○大矢会長 これより、お手元に配付してございます協議会の次第に従いまして会議を進行させていただきますが、まず、議事に先立ちまして、岸本市場長よりご挨拶を承りたいと。よろしくお願い申し上げます。

○岸本市場長 東京都中央卸売市場長の岸本でございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、第十九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日も審議いただきますのは、東京都中央卸売市場の平成二十八年におきます臨時休業日及び臨時開場日の設定についてでございます。卸売市場の臨時休業日並びに臨時開場日につきましては、卸売市場で業務を行う皆様、また卸売市場を利用する皆様にとりまして、営業や消費生活に直結する非常に重要な課題でございます。検討に当たりましては、流通環境、経営状況、労働環境等、さまざまな角度から協議を重ねてまいりました。また、東京市場の影響を受けます各地の市場開設者とも意見交換を行い、本日、諮問案として提出をさせていただいた次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大矢会長 岸本市場長、大変ありがとうございます。

なお、映像、写真等の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

IV 議事

一、審議事項 平成二十八年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

(花き部、食肉部、水産物部・青果部)

○大矢会長 それでは、審議に入りたいと思います。

平成二十八年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきましては、花き部、食肉部、水産物部・青果部の案が提出をされております。

まず初めに、花き部につきまして事務局の説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○白川幹事 事業部長の白川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着席にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成二十八年の臨時休業日及び臨時開場日の設定につきまして説明をさせていただきますと存じます。

花き部の説明に入ります前に、恐れ入りますが、お手元配付の「審議事項」と記された資料、資料一でございますが、この七ページ、市場条例の抜粋をご覧いただきたいと存じます。

臨時休業日、開場日の設定根拠でございます。中ほどの第七条、市場の休業日が定められておるところでございます。一番下の第二項で、知事は、諸事情等を考慮し、臨時に休業日または開場日を定めることができるとされているところでございます。その上で、市場業務の実態に即したものになりますよう、事前に各業界の方々との協議・

調整を行った上で、本日、案をお諮りしているものでございます。

では、花き部につきましても説明いたします。

資料の一ページをご覧いただきたく存じます。

花き部の案でございますが、花き部のある北足立、大田、板橋、葛西、世田谷、この各市場で構成されます東京都花き振興協議会が取りまとめたものをもとに提案しているものでございます。

第一の設定の考え方でございますが、臨時休業日は、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定しております。また、臨時開場日は、毎週、切り花が月・水・金曜日に、鉢物が火・木・土曜日の各曜日に分かれておりまして、出荷調整が難しい花きの特性を考慮いたしまして、大方の国民の祝日を臨時開場日に充てるほか、松・千両の取引を行う十二月の日曜を開場としておるところでございます。

この考え方をもとに、第二にございますように、平成二十八年の実施日でございます。臨時休業日につきましては、十二月三十日を全市場共通とした上で、個別には、北足立市場が四日間、大田市場が二日間、鉢物の取り扱いが少ない板橋が毎週木曜など四十九日間、葛西市場が八日間、世田谷市場がなしと、各市場の特性を踏まえて設定をしているところでございます。

また、臨時開場日につきましては、全市場共通が一月四日をはじめ十三日間としておりまして、そのうち十二月十一日が松市、十二月十八日が千両市となります。また、北足立、大田、葛西、世田谷の各市場が、それぞれの事業者の意向により個別の臨時開場日を設定しておるところでございます。

次ページでございますが、具体的なカレンダーをおつけしており、今申し上げました内容の詳細を記載してございます。

花き部の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大矢会長　ありがとうございます。花き部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問等がございました

らよろしく願います。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○大矢会長　　ないようでございますので、この案をもって決定とさせていただきます、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長　　ありがとうございました。それでは、この案をもって決定とさせていただきます。

それでは、次に、食肉部の案につきまして事務局の説明を求めます。よろしく願います。

○白川幹事　　続いて食肉部でございます。

引き続きまして、資料の三ページをご覧ください。

食肉部につきましては、食肉市場の取引業務運営協議会が取りまとめたものをもとに提案をしているところでございます。

まず、第一の設定の考え方でございます。臨時休業日は、四週八休を基本に、需要が増える十二月を除きまして、原則として毎週土曜に設定するものでございます。また、八月には夏休みを設けております。また、臨時開場日につきましては、年末の需要増に対応するために、十二月二十三日、二十九日に設定をしております。

この考え方をもとに、第二にございます平成二十八年の実施日でございます。臨時休業日につきましては、夏休み前の八月十三日と、十二月の各土曜日を除いた土曜日、それから、夏休みの八月十五日、十六日を合わせた四十日間となるものでございます。また、臨時開場日は、十二月二十三日と十二月二十九日の二日間といたしております。

次ページには具体的にカレンダーをおつけしており、今申し上げました内容の詳細を記載してございます。

食肉部の説明は以上でございます。よろしく願います。

○大矢会長　　ありがとうございました。食肉部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問等ございました

らよろしく願います。

(「なし」の声あり)

○大矢会長　　ないようでございますので、この案をもって決定とさせていただきますことよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長　　ありがとうございました。それでは、この案をもって決定とさせていただきます。

引き続きまして、水産物部及び青果部について、事務局の説明をお願いいたします。

○白川幹事　　続きまして、水産物部と青果部でございます。

説明に入る前でございますが、恐縮でございますが、全国中央卸売市場協会の臨時休開市日設定方針、これが今回変わっておりますので、最初にこれにつきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料の八ページをご覧いただきたいと存じます。

平成二十八年の臨時休開市日の設定方針につきましては、昨年度、全国の中央卸売市場の開設者からなります全国中央卸売市場協会において見直しを行いまして、本年五月の総会で決定したものでございます。

主な変更点は二点ございます。

一点目は、第一の臨時休業日の形態でございます。これまでの四週六休を基本とするという考え方から「四週八休とすることを目標とし」に変更いたしました。目標を明確化するため、「日曜・祝日を含めて」という文言を明記するとともに、「段階的に進めていく」「十分に配慮する」など、慎重な対応もあわせて示しておるところでございます。

二点目は、第四でございます。週休における臨時開場日の設定でございます。これまででは三連休の回避としていたものを、関東圏、関西圏で異なる業界の考え方を踏まえまして、臨時開場日を規定するという形に変更しております。これによりまして、大型連休に限らず、繁忙期などにおける連休につきましても、業界や地域の実情に応じ

た対応が可能となるものでございます。

その他の部分は大きな変更はなく、文言整理をしたものでございます。

設定方針の説明は以上でございます。

続きまして、水産物部と青果部につきまして、資料の五ページをご覧いただきたいと存じます。

第一の設定の考え方でございます。臨時休業日につきましては、今説明申し上げました全中協の設定方針、日曜・祝日を含めて四週八休とすることを目標とするということに基づきまして、段階的に祝日のない週の水曜日に設定することといたしました。その他、夏休みを八月十五日、十六日に設定しております。また、臨時開場日につきましては、年末の繁忙期の日曜日ということで十二月二十五日に設定をしております。

この考え方をもとに、第二、平成二十八年の実施日でございますが、臨時休業日につきましては、水産物部・青果部ともに三十日間となります。六年ぶりに両部門の休業日が同一となっておるところでございます。

また、二十八年は、豊洲市場の開場を控えまして、築地市場に限りまして引越しのための臨時休業日ということとで、十一月四日、五日、この二日間を設定いたしました。また、臨時開場日は十二月二十五日、一日となります。

次ページには具体的なカレンダーをおつけしており、今申し上げた内容の詳細を記載してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大矢会長　ありがとうございます。水産物部、青果部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問等がございましたらよろしく願います。

○武井委員　青果卸売会社として一言ちょっと発言をさせていただきたいと思うんですが、ちょっと声が、風邪を引いておりまして、聞きづらい点をお許し願いたいと思います。

青果卸売会社として、まず結論として、今回示されたカレンダーについては、開設者である東京都が大変骨を折った中で決められたもので、我々もそれを受け入れるわけです。しかし、我々としては、その過程の中で、当面の

通過点としてあります平成二十八年の設定方針を四週八休に変更されたことについては、大変ありがたく評価をするわけです。しかし、二百六十六日という開市日数は、せっかく設定方針を変更した趣旨からいきますと全く生かされていないというふうに思わざるを得ないわけなので、従前と比べて前進した実感が無いというふうに思っていて、いささか不満に思っているところです。

また、設定方針には、依然として休開市日統一のものが残っているということなのですが、青果部と水産物部の主張が全然違っている中で、これを一緒に扱うことについての議論を、もつと東京都としては、されてしかるべきではないのかというふうに思っております。

また、卸売市場外の労働環境が大変大きく変化をいたしております。皆様も実感として感じ取っているかというふうに思いますけれども、今や祝日を別枠として完全週休二日制があちこちで定着している中で、二百六十六日という開市日数が一般社会の労働実態とかけ離れているのではないかと言わざるを得ないというふうに私たちは思っております。少しでも雇用条件を一般企業並みに近づけて、卸売会社の経営の維持・向上、それから都民への生鮮食品の供給の安定ということをお願いして、是非こういう点を、我々が主張している水曜休み、これを増やしていくことが重要な課題であるというふうに認識をしております。この水曜休みについては、前は確かに土日の連休ということがあります。しかし、それがとりやめになって、青果としてはこの水曜休みというものを立ち上げたわけです。今、産地としても、我々としても、大変この水曜休みというのは重要なものだという認識の中にあります。もう少し言わせていただくと、この二百六十六日の開市日数を、もちろん承認をいたしますけれども、来期は現実をよく理解していただいて、開設者として四週八休の実現に向けて、もう少しスピード感を持って改善を進めるよう、期待を持って、是非お願いを申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○大矢会長　ありがとうございます。今のご意見に対して、事務局のほうで何か。

○白川幹事 事務局といたしましたは、これまで事前に会議を開かせていただきまして、今、武井委員がおっしゃった

こと、それから水産物部の関係の方々からも幅広く意見を伺った上で今回ご提案をさせていただいております。今、委員からもご承認いただくというお話がございました。また、来年の話もございましたけれども、本日の意見、あるいはまた今後の意見を含めて、また来年につきましても来年にこのような会議でご議論いただくことになろうと思えますけれども、いただいた意見は十分に斟酌をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○大矢会長 武井委員、よろしいですか。

○武井委員 はい。一言、一つお願いするのは、先ほどスピード感を持つてという話をいたしました。現実、かなりスピード感を上げていただきたい。それじゃないと、話が、あれはいつだっけなど、こういうようなことになっていくんです。我々としては大変困っておりますので、提案されたことについてはスピード感を上げて、ひとつ対応をお願いしたいというふうに思います。

○大矢会長 意見として、よろしいですね。

ほかに何かございますか。

○伊藤（裕）委員 水産卸の伊藤と申します。

今回の案で、何年か続いておりました片肺の休市日というものがなくなった、統一されたということは、全く大賛成でございます。先ほど武井さんから、水産と青果はそれぞれ事情があつて違うんだと。だから、統一にこだわらないというお話がございましたけれども、私もから見えておまして、やはり総合市場である以上、両方が一緒に開き、一緒に休むということが私は一番大事だと思います。その点では、今回休市日が統一されたということは賛成でございます。

それから、いつも武井委員は休みが足りないということをおっしゃるのですけれども、四週八休はそれとして、

先ほどおっしゃったように水曜日の休みが大事なんだということですが、それであれば、最終的にどういう形を指されるのか、特に国民の祝日をどう扱うのか、それから、連休が幾つかございますね。そういうものについても青果さんとしての考え方をお示しいただきたいと思うんです。いつも、足りない、足りないというお話だけなんです。具体的にここはこうしてほしいんだということがあれば、また我々も、それはそれで検討させてもらいたいというふうに思います。

私の意見は以上でございます。

○大矢会長　ありがとうございます。

○武井委員　今、伊藤（裕）さんがおっしゃっております具体的にどうのこうのということ、これは確かに大切なことなわけですけれども、相対的な雰囲気の中で、我々としては一般企業さんに少しでも近づきたい。我々として、水産も青果も大変朝早い業種なものですから、一般の企業とはかなりそこにハンディーがあります。今、採用時期にかかって、我々も一生懸命やっておりますが、なかなか思うような実績を上げることができない。雇用の中の最大の要件が、確かに朝の問題、それから帰りの問題、それと同時に休みの問題が必ず応募者から出てくるということの中で、少しでもこれを改善していくことが重要だというふうに思っています。急に全部が全部どうのというのではなくて、少しずつ、一歩でも前進の中でやっていくことが重要であろうというふうに思っています。

○大矢会長　それぞれの対象業種が違うわけですから、それぞれの立場もあり、背景もあり、出荷元もあり、それらの中でいろいろな意見が出るのは当然のことでございますが、今回の案がその両者の話し合いによって、今まで三日違い、二日違い、今回統一ということで見えておりましたが、今のご意見はご意見として拝聴いたしました。今後にそれをまた生かしていくということで整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

よろしいですか、武井委員。——どうもありがとうございました。

ご両者とも今回の案について異議はないということの結論でございますので、よろしいでしょうか。

ほかに何かご意見は。

○中澤委員 市労連副議長の中澤です。

今回、カレンダーに築地市場の移転をする引越しの日が「▲」で表示されるということになりました。築地市場の移転をいつやるかということについては、築地市場の運営協議会が既にしかるべき手続で決定したということなので、それについてここで引っくり返そうとか、そういったことにはならないだろうというふうには私も考えております。ただ、築地市場の移転は、皆さんご存じのとおり問題が山積しておりますよね。それについて一定の説明ができないような状態でこういったカレンダーが提案、出すということですから、出されるということはちょっとまずいのではないかという気がするわけです。

築地市場の移転についての協議会については、労働組合は委員を出していませんので、議事録とかそういうところからしかわからないのですけれども、ずっと前に、平成十三年ごろから、コンセプト会議から始まりまして、今、新市場建設協議会までずっとたどっていきますと、平成十七年ぐらいまではちゃんと議論されているのだなどという感じの議事録も残っているのですけれども、そこから以降が、何がどうなっているんだかさっぱりわからないです、正直。議事録を見ても、資料を見ても。もう、二年、三年開かれなときもあるんですね。それが、去年の二月の協議会が少し、きちんとした議論がありましたけれども、これも豊洲市場の施設は問題じゃないかということとが委員から次々と出されております。それについて、どういうふうにも新市場建設協議会で話し合われていくのかなというふうなふうに思っていたわけですが、それについてはそのままになったままで、平成二十六年十二月十七日に、来年の十一月上旬に移転するということが決定されます。どうなるのかなと。大丈夫なのかなと思って見ていたんですけども、つい先般の七月十七日にまた新市場建設協議会が開かれまして、十一月七日ということが決定したと。私たちは委員を送っていないので、そういう外部からの情報しかわからないのですけれども、これはどう見ても大丈夫なのかなと。二月二十一日の協議会で、あれだけ施設について、あるいはその他もろもろ問題が指

摘されていて、それについて協議会で全く議論されないうまま、日にちが先行して決定しているんですね。これはどういうことなのかと、非常に疑問に思うところでもあります。

それから、今まで築地市場の業界あるいは働いている関係者との約束事というのがあったと思うんですけども、それが次々と反故になっている状況が今あるんじゃないかというふうに思っています。土壌汚染については、今、東京都のホームページにどのような対策をしたかというのが載っていますけれども、それとは全然違う内容だというのが、この間、私たち、開示資料などから判明しまして、三百カ所以上、高濃度基準の汚染が残置するというような状況であることがわかりました。まだあまり報道はされていませんけれども。それから、物流についてもまあ、これは協議会で散々出ています。物流計画もまだ出ていないので私たちはわかりません。それから、交通アクセスについても、これは築地市場の運営協議会で委員から出されましたけれども、環状二号線は、もちろんバイパスでの開通ですけれども、豊洲市場の開場までに間に合うんだということで、これが約束だったと思うんですけども、これも間に合わないというような報告が委員から、築地市場の運営協議会で出されています。それから、にぎわいが生まれるんだということもありましたけれども、これも千客万来施設が今白紙の状態で、ほとんど約束が反故になっているような状態だと。これで本当に大丈夫なのかと。これでちゃんとやれるんだということで市場のほうからご説明いただきたいと思うんですけども。今、全部、所管の方がいられるわけではないかもしれないので、簡略で結構です。ご説明いただきたいというふうに思います。

○大矢会長　中澤委員、以上ですか。

○中澤委員　はい。

○大矢会長　今おっしゃった五項目の案件については、この運営協議会は、ご案内のとおり知事から諮問を受けた諮問事項について審議するというところでございまして、移転の問題、土壌汚染の問題とか交通アクセスとか、そういう問題については、ちょっとこれは本案件とは違いますね。

○中澤委員 いや、きちんとそういったものが解決できるんですかと。この休みをつくって、そこでこれは引越しをするから休みをつくるわけですよ。

○大矢会長 だから、本件については知事から諮問された事項について審議をするというものでございますので、そういう移転の問題とか土壌汚染の問題とか交通アクセスの問題、そういう問題は、これはまたちよつと事案が違うんですよ。したがって、ここで審議するのは適当ではないというふうに私は思います。いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長 ということですね。ちよつと事案が違いますね。それはまた別の機会とか、あるいは場があるかと思えます。そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

○中澤委員 しかし、今回、築地市場の引越しが「▲」で表記されるわけですよ。それは本当に大丈夫なんですと。

○大矢会長 だから、ここで知事が諮問されている案件は、ご案内のとおり、写しが来ていると思いますが、諮問事項は「平成二十八年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について」ということで審議するように私は仰せつかっております。したがって、今おっしゃったような案件はちよつと事案が違いますね。したがって、ここで審議の対象としては適切でないというふうに判断いたします。

いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長 ということですね。

ほかに何かご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○大矢会長 ありませんか。

○白川幹事　では、事務局から。

今、中澤委員がおっしゃったように、築地の豊洲への移転に当たっては、引越し期間を定めて、開場日も協議会で決めたわけでございます。この間、関係者の方々からいろいろな意見、それから臨時の開場日を設けるべきではないかというような意見も、さまざま、多角的なところから検討をしてきたところでございます。今回ご提案申し上げておりますのは、これを機に移転が円滑にいくように一丸となって取り組んでいきたいという趣旨のものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大矢会長　ありがとうございました。

それでは、水産物部・青果部については、この案をもって……

○中澤委員　すみません、到底納得がいかないということだけ議事録に残しておいてください。

○大矢会長　はい。

この案をもって決定とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長　ありがとうございました。

各部あわせてまして諮問をいただいた案件につきましては、原案どおり答申をすることです。よろしくごさいますか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長　ありがとうございます。

答申につきましては、後日、知事宛てに私より提出をさせていただきますと思います。ありがとうございます。

二・報告事項

○大矢会長 次に、報告事項に入らせていただきたいと存じます。

資料をご覧いただきたいと思いますが、報告事項は、東京都中央卸売市場における最近の状況についてでございます。事務局から説明を求めます。

○白川幹事 お手元配付の報告事項のページをご覧いただきたいと存じます。

中央卸売市場の最近の状況についてご報告申し上げます。

まず、(1)卸売業者の取扱数量等の推移でございます。上段の表は、平成二十六年以前、過去五年間の取扱数量、金額の推移を部類別にあらわしているものでございます。全体の傾向といたしまして、この間、水産物部、花き部は若干減少傾向にございます。青果、食肉は横ばいから増加傾向になってございます。平成二十三年は東日本震災などによりまして、各部類とも数量、金額が例年に比べ減少いたしました。水産物部の取扱数量を除けばおむね回復基調にあると言えるものでございます。また、水産物部に当たりましては、平成二十六年は単価高の影響もありまして取扱数量が減少いたしました。金額は大幅に上昇し、東日本震災前の平成二十二年の数値にほぼ並んだところでございます。

次に、二ページをご覧いただきたいと存じます。

市場業者の経営状況でございます。直近五年間の推移をあらわしてございます。

(ア)卸売業者につきましては、表の合計欄の一番下の欄をご覧いただきたいと存じます。平成二十四年度は、単価安などの影響を受けまして各部門減収・減益の事業者が増加をいたしました。結果的に赤字事業者が六事業者となりましたが、平成二十五年度は一転して持ち直しまして、単価高などによりまして増収・増益の事業者が増加をいたしました。赤字事業者は一事業者となっております。

なお、近年の統廃合の状況につきましては、中段の表にお示しをしております。

次に、(イ) 仲卸業者につきましては、全体としての事業者数の推移は減少傾向で、これまでと変わらないところでございますが、赤字業者の割合を括弧内でパーセンテージで示しておりますが、これまで年々増える傾向にございましたが、平成二十三年をピークに減少に転じております。特に水産物部、青果部におきましては、経費の削減努力等により改善が見られるとともに、事業の統廃合なども進展しているというふうに考えられます。食肉部、花き部におきましては、事業者数に大きな変化はございませんで、赤字事業者数は若干増加傾向にございます。都では、引き続き定期的な財務検査を行うとともに、赤字業者に対しましては公認会計士や弁護士、中小企業診断士等の相談による経営指導、相談を充実してまいります。また、仲卸業者の団体等が販路拡大や新商品開発等の事業を行う場合には支援する事業もあわせて実施しております、事業の活性化を図っているところでございます。

三 ページをご覧いただきたいと存じます。

農林水産省によります全国の市場経由率の推移でございます。平成二十四年まで過去五年間の推移でございます。二十五年以降はまだ公表されておりません。市場経由率でございますが、この五年間の数値を見ましても全体的には低下傾向でございます。流通チャンネルの多様化や輸入品・加工品の増加による影響が大きいと考えられるところでございます。平成二十四年は、食肉以外三部門で前年より低下をいたしまして、青果は六割を切っている状況でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大矢会長　ありがとうございます。報告事項につきましての説明は終わりました。何かこれに関連してご質問等がございましたらよろしく願います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○大矢会長　ないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

ほかにご発言がある方は挙手をお願いします。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○大矢会長　ありがとうございます。

それでは、協議会はこれで終了いたしますが、閉会の前に岸本市場長からご挨拶をいただきます。

○岸本市場長　取引業務運営協議会の終わりに当たりまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様には、大変活発なご議論を誠にありがとうございました。本日、ただいまご決定いただきました平成二十八年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきましては、早速市場業界の皆様や東京都の関係機関をはじめ、全国の市場関係者、出荷者に周知を徹底することによりまして、円滑な市場運営につながるよう努めてまいります。また、ご審議の中でいただきました貴重なご意見につきましても、今後、市場業務運営の中で参考とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○大矢会長　市場長、ありがとうございました。

V 閉　　会

○大矢会長　それでは、これもちまして、本日の運営協議会を閉会といたします。長時間にわたりましてご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

午後二時十分　閉会

――了――